

滋賀医科大学医学部附属病院産科オープンシステム実施基準

平成17年12月27日制定

平成28年3月30日改正

(趣旨)

第1 この基準は、滋賀医科大学医学部附属病院産科オープンシステム実施要項（平成17年3月28日病院長裁定）第8の規定に基づき、産科オープンシステム（以下「本システム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(患者紹介の時期)

第2 本システムによる滋賀医科大学医学部附属病院（以下「本院」という。）への患者紹介の時期は、原則として妊娠20週とする。これ以外の患者紹介については、その都度、本院母子診療科と相談のうえ対処法を決定するものとする。

(妊婦健診)

第3 紹介された患者（以下「妊婦」という。）の健診は、原則として紹介元医療機関で行うものとする。

(妊婦の管理)

第4 妊婦は、少なくとも妊娠36週間前後には本院母子診療科を受診することとし、以降は本院母子診療科で妊婦の管理を行うものとする。但し、紹介元医療機関が妊婦の管理を希望する場合は、本院母子診療科と相談するものとする。

(分娩の立ち会い)

第5 紹介元医療機関における本システムの登録医師・登録助産師が分娩の立ち会いを希望する場合は、妊婦の妊娠リスクの程度を問わず、予め本院母子診療科にその旨を申し出るものとする。

2 上記の場合において、本院母子診療科は分娩が開始した時点で登録医師・登録助産師に連絡するものとする。

(手当の支給)

第6 登録医師・登録助産師に対する手当の支給は、別表のとおりとする。

(その他)

第7 登録医師・登録助産師は、妊娠の管理中あるいは分娩中の診断や治療法について本院母子診療科と相談し、基本的に本院母子診療科の方式に従うものとする。

附 則

この基準は、平成17年12月27日から実施する。

附 則

この基準は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成21年9月9日から実施する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から実施する。

別表

支給要件	支給対象者	支給額
(1) 登録医師が分娩に立会い、実働が認められた場合	当該医師	本院の分娩料又は分娩介助料の2分の1の額
(2) 登録助産師が分娩に立会い、実働が認められ、産褥期の入院期間が5～6日間であった場合	当該助産師	本院の分娩料又は分娩介助料の2分の1の額
(3) 登録助産師が分娩に立会い、実働が認められ、褥婦が分娩の当日又は翌日に退院した場合	当該助産師	5万円
(4) 帝王切開術を要し、登録医師が手術に参加した場合	当該医師	本院の分娩料又は分娩介助料の2分の1の額
(5) 帝王切開術を要し、登録助産師が手術室において助産業務に参加した場合	当該助産師	5万円
(6) 登録医師が分娩時に参加せず、産褥期にのみ回診した場合	当該医師	1万円
(注) 分娩時又は産褥期の回診等への参加がなく、全く関与なしに経過した場合は、不支給とする。		

上記の表において、「本院の分娩料又は分娩介助料」とは、滋賀医科大学医学部附属病院諸料金規程第2条第1項第2号に規定する「分娩料又は分娩介助料」を指し、時間内、時間外、深夜、休日のいずれかに該当する料金をいう。(多児の場合の加算料は含まない。)